

沖縄県島尻郡南風原町議会

2 住民に開かれた議会

地方議会はその独自性と創意工夫をもった運営を求められる時代である。従来の慣例や慣習など広く見直す必要もあることから、南風原町議会では機会あるごとに議会改革の検討を重ねてきた。町民に身近な議会として、「開かれた議会」を目指した本町議会の改革の経過を報告する。

「開かれた議会」の具体的な取り組み

第1点目に、議会中継を強化した。本会議の庁舎内中継を平成10年6月定例会に開始した。平成25年6月には議会中継システムを配置し、インターネットによる映像配信(生中継及び録画配信)を平成25年12月定例会から開始した。住民からの反応も好評である。

第2点目に、議員賛否の公表を挙げる。平成21年9月定例会から賛否が分かれた議案等の賛否を議会広報に掲載している。さらに平成25年3月定例会から全議案等の議員個々の賛否を一両日中に町HPに公表し、スピードを意識している。

第3点目に、委員会の傍聴を原則公開とした。平成14年6月に申し合わせ事項で委員会を原則公開とした。平成19年6月定例会に委員会条例を改正し、傍聴の取り扱いを委員長の許可制から原則公開になった。

第4点目に、議会広報を強化した。祖国復帰前の昭和41年12月創刊で、平成26年11月には187号となり県内でも歴史ある広報である。「開かれた議会」に広報の充実は不可欠との認識から、平成20年8月から議会広報特別委員会を常任委員会に格上げした。平成25年4月から委員会所管に「広聴」も導入し、住民との双方向の情報共有に努めている。議会広報誌は年4回の定例会ごとに発行している。議案や一般質問のみならず、各委員会での審議内容を紹介する『委員会レポート』や議会活性化につながる特集も掲載。親しみやすい誌面を目指し、町民の暮らしにより身近な議案の掲載や児童生徒でも理解できる語句の選定を心掛けている。一般質問は、質問者各人が740字以内に要約し委員が添削を行う等、議員自らが責任ある広報誌作りに努めている。また、「町民の声」欄や表紙写真・表題の公募等、町民が議会や行政に興味を持つよう取り組んでいる。さらに必要に応じて臨時号も発行している。研修会参加や調査・研究を重ねたことで平成26年2月には、沖縄県町村議会広報コンクールで「はえばる議会だより183号」が沖縄県30町村の最優秀賞に初めて輝

いた。次は、全国での入賞を狙う。

第5点目に、議会報告会を実施した。平成23年6月定例会で設置した議会活性化調査特別委員会を中心に全議員で取り組んでいる。「議会活動報告会」を平成24年4月、25年4月に開催した。議会基本条例制定後（平成25年12月）の平成26年5月から「議会報告会」と名称変更し、町民視点で充実した内容にするよう工夫している。開催要領では報告会の成果・効果等について全体で反省総括すること、参加者意見で特に重要なものは町長へ文書で報告し、その対応を求める旨を規定している。また、議会で決定したことを報告するものとし、議員個々の見解を述べることは認めていなかった。しかし、アンケート結果を見ると町民は議員との自由な意見交換を強く求めており、報告内容や方法についても意見があった。さらに平成26年1月1日施行の「南風原町議会基本条例」第7条（議会報告会と町民との意見交換）に基づき報告会の内容を変える必要があったことから同特別委員会で開催要領を見直した。結果、平成26年度から①報告内容を3月定例会で議決した新年度予算を中心に報告する、②質疑応答は全員で行う、③各小学校区4会場の二日間開催だった報告会を1会場（町立中央公民館）の二日間開催とする、④報告会終了後に第二部「議員との意見交換会」（座談会方式）を設け、議員と住民が個々の意見を自由に交わすことができる等の見直しを行った。第3回議会報告会における重要な4点を要望書とし、平成26年6月20日に議長から町長へ提出した。平成25年度は要望書を提出したが回答を得られず住民から不満の声があったため、早めの回答を求めた結果、同年8月6日に回答が届き、議会広報やHPで公開したことで広報広聴の強化につながった。

第6点目に、傍聴者に議案の写し等の貸出を挙げる。議員配布分と同様の議案関係書類を傍聴者へ貸し出し、傍聴者が審議内容を理解できる方策として取り入れた。平成26年5月臨時会から試験導入し、平成26年6月定例会から運用を開始した。利用者からは初めての傍聴でも内容の把握の手助けとなったと声がある。

南風原町議会基本条例の制定に至る軌跡

平成22年9月の町議会議員改選後、議会改革に対する気運はさらに高まった。議会機能をより発揮するための議会運営のあり方や議会基本条例の制定に向けた調査・検討するため平成23年6月定例会で議会活性化調査特別委員会の設置決議が全会一致で可決された。議会改革が大きく前進した。平成23年7月14日に第1回の委員会以後、中間報告書を3回（平成24年2月2日、25年2月13日、25年10月23日）議長へ提出した。平成26年6月定例会に委員会報告書を提出するまでの間、合計45回の委員会を開催。南風原

町議会基本条例は平成25年12月定例会で同特別委員会の照屋仁士委員長による議員発議で条例案が上程され、全会一致で可決された。議会基本条例制定における協議手順は、協議が必要と思われる事項を「具体的な調査・検討項目」として33項目挙げ、各項目をひとつひとつ精査し、議会基本条例に盛り込んだ。精査の過程ですぐに実践した方が良いと判断した項目数点は議会基本条例制定前に実行した。主な項目として、議会活動報告会の開催や「はえばる議会だより」の部数増・配布先追加(全戸配布に加えコンビニ、量販店、金融機関等)がある。また、本会議以外の議員活動を住民に周知するため毎月の予定を町HPに掲載している。

南風原町議会基本条例の特徴

第1点目に、政策等の形成過程の説明を求めた。第11条(町長による政策等の形成過程の説明)執行部は政策形成過程を明らかにし、議会は提供された情報をもとに論点、争点を明確化し政策執行後の評価に役立つような審議に努めると規定した。

第2点目に、議会の議決事件を追加した。平成23年9月に南風原町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正し、地方自治法第96条第2項の議会の議決事件に南風原町総合計画基本構想及び基本計画を加えた。その後、同条例を廃止し、議決事件に防災計画、福祉計画、都市マスタープラン、農業振興地域整備計画を加え、第13条(法第96条第2項の議決事件)に盛り込んだ。

第3点目に、議員相互間の自由討議を保障した。議案は原則的に委員会へ付託し、議員が自由討議を行うことを第14条(自由討議の保障)で規定した。

議会活性化調査特別委員会の調査活動内容

同特別委員会は全議員を対象に研修会を3回開催した。第1回目(平成23年10月27日)は「議会活性化方策について」と題し石垣安秀沖縄県町村議会議長会事務局長を講師に迎えた。第2回目(平成24年1月27日)は「議会活性化(議会改革等)について」講師は島袋純琉球大学教授。第3回目(平成25年11月5日)は「政務活動費について」講師は石垣安秀沖縄県町村議会議長会事務局長である。

さらに町民を対象に講演会を平成25年2月5日に開催。「開かれた議会をめざして」をテーマに、渡名喜庸安琉球大学教授を招聘し、住民も一緒になって地方議会のあり方を学んだ。

視察研修も2回行った。平成24年11月19日に読谷村議会及び南城市議会を訪問し、議会基本条例や議会報告会を調査した。視察により、一般質問における対面方式の採用及び答弁書の事前配付を同特別委員会で協議した。平成25年2月の議会運営委員会で審議され、平成25年3月定例会から一般質問

対面方式が採用、平成25年9月定例会から答弁書の事前配付を開始した。平成26年1月20日に八重瀬町議会及び豊見城市議会を訪問し、政務活動費の使途及び条例等を調査した。議員の調査活動基盤の充実と議会活性化に資することを目的とした政務活動費の必要性を認識した。平成26年3月定例会に「南風原町議会政務活動費の交付に関する条例」が全会一致により可決、平成26年度から政務活動費の交付が始まった。

同特別委員会は、議会基本条例制定に伴い3つの関係規程等の整備も協議した。その後、議会運営委員会で審議され平成26年6月に3つの規程等を改正した。会派に関する規程を整備する必要性から南風原町議会運営委員会規程を一部改正。南風原町議会傍聴規則は初めて一部改正し現状に合わせた。さらに昭和55年から改正されていない南風原町議会図書室規程も現状に合わせるべく全部改正した。

照屋仁士委員長は平成26年2月1日開催の沖縄国際大学沖縄法政研究所フォーラム第12回シンポジウム『議会改革をめざして part II』で「町民に身近な議会へ」と題し、パネリストとして活躍。「議会改革をどう進めるか」パネルディスカッションも行った。

以上の経過より、町議会議員改選前の平成26年6月定例会で最終報告書を議長へ提出した。結びとして、絶え間ない議会改革を確実に実践するため改選後の次期議会にも申し送りを行い、その調査活動を終えた。

今後の課題

議会報告会の参加人数に課題がある。平成24年度は87人、25年度70人、26年度46人である。町民が魅力を感じる報告会の持ち方を再考する必要がある。また政務活動費の交付を始めたが、使途に迷っている議員がいる。政務活動費の有効的な活用を求めるものである。最後に、「開かれた議会」を目指した議会改革に終わりはない。議員には、議会改革の熱意を持ち続けるような高い倫理観が求められる。